

アンケートフォームにより寄せられた意見等（要旨）

意見等提出期間：令和7年11月18日～12月21日

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回答
1	今後の学校ICT環境整備について	タブレットを家で充電し忘れて使えないのは、授業時間が無駄になり、もったいない。学校で充電できる仕組みを作してほしい。 <計2件>	学校でも充電できるように、各教室に充電保管庫を設置しています。運用については、在籍している学校にご確認ください。	学校ICT課
2	今後の学校ICT環境整備について	自宅のWi-Fi不調により、子どもがタブレットで宿題を確認・提出できず、必要な物品の準備にも支障が生じたことがある。	学校内は、ICTを活用した学習が円滑に行えるようネットワーク整備を行っています。一方、家庭学習においては、各ご家庭のインターネット環境に左右されることがあるのも実情です。 ご不便をおかけし申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。	学校ICT課
3	今後の学校ICT環境整備について	教育アプリの使用が先生によって異なるため、興味のない子どもは正しいタイピングがなかなか身につかない。	教育委員会からは引き続き、情報活用能力の4分野「基本的操作」「情報活用」「プログラミング」「情報モラル・情報セキュリティ」をバランスよくはぐくむために、「情報活用能力#東京モデル」を参考にしながら意図的・計画的な指導を行うよう、各学校に指導・助言していきます。	教育指導課
4	今後の学校ICT環境整備について	昨年度、オンライン授業の可否について、目黒区は児童の状況に応じてオンライン受講が可能となるよう進めていくとの回答であったが、ある小学校では学級閉鎖時以外オンライン授業が認められない状況が続いている。要望しても「できない」とされるため、区から適切な指導をお願いしたい。	オンライン授業の実施につきましては、当該児童・生徒や保護者と相談の上で必要な配慮をもって実施するよう学校に指導しています。	教育指導課
5	今後の学校ICT環境整備について	校務系システムと教育システムを統合することには反対である。不十分なパスワード管理により情報漏洩の恐れがあり、ITが得意でない教員の負担も大きい。こうした教員にセキュリティの知識習得を求め方が負担となるため、校務系システムを担当する事務職員を配置することが最善である。	システム統合は、教員の操作負担を軽減し、強固なセキュリティ対策を施すことによって、より安全性を高めたシステムとすることを目的としています。 また、教員のICT利用をサポートするGIGA支援員が各校を巡回しており、教員の負担軽減に努めています。	学校ICT課
6	今後の学校ICT環境整備について	自宅にWi-Fi環境がない児童・生徒に対して、通信機器の貸し出しを実施してほしい。	自宅にWi-Fi環境がない児童・生徒には、申請に基づき、モバイルルーターを貸与することとしています。	学校ICT課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回答
7	今後の学校ICT環境整備について	公共Wi-Fiに接続してしまう場合なども想定し、セキュリティ対策を万全に講じていただきたい。	児童・生徒が利用する学習用情報端末については、国の方針等も踏まえ、端末管理、WEBフィルタリングなど、必要なセキュリティ対策を講じた上で運用しています。あわせて、利用ルールの周知や指導を行いながら、今後も安全な利用に努めていきます。	学校ICT課
8	今後の学校ICT環境整備について	児童・生徒が行方不明になった際、位置情報で居場所を特定できる機能が利用できれば、子どもの安全確保に大きく寄与し、災害などの不測の事態にも備えられると思う。	児童・生徒に貸与している学習用情報端末は、GIGAスクール構想に基づき、学習活動における活用を目的として整備しているものであり、端末の位置情報を用いて居場所を特定することは、原則として想定していません。 また、災害時などの不測の事態においても、基本的には位置情報の活用を前提としていませんが、状況により児童・生徒の安全確保に資すると判断される場合には、その対応の必要性について認識しています。	学校ICT課
9	今後の学校ICT環境整備について	キュビナ (Qubena) は評価が高く、一方で学習に遅れのある生徒には使いにくい面がある。こうした生徒も活用できるより良い AI 学習アプリがあれば、導入を検討してほしい。また、iPad 導入前後の習熟度を比較し、タブレットと紙のどちらが効果的かを見極め、最適な方法を選んで活用してほしい。	A I 型学習アプリは、導入から一定の期間が経過していることから、改めて効果的な学習アプリについて検討していきます。 なお、使用する副教材については、紙かデジタルかの二項対立ではなく、生徒が自身の学習状況に応じて効果的な学習を選択できる視点を大切に学校における学習環境を整えるよう、各学校に対して指導・助言していきます。	学校ICT課 教育指導課
10	今後の学校ICT環境整備について	中学校はホームアンドスクールの連絡帳機能がなく、連絡は電話で行わなければならない。17時以降は折り返しもできないため不便に感じている。	ホームアンドスクールは、連絡帳機能を備えています。利用する機能については、在籍する学校にご確認ください。	学校ICT課
11	今後の学校ICT環境整備について	授業中にタブレットを隠れて見る・ゲームをするなどの不適切な使用が見られるため、小学校で明確なルールの徹底が必要である。 授業で使わない端末は棚にしまうなど、子どもの手が届かない環境を整え、集中できる状況をつくるべきだと思う。	各学校では、子どもたちが端末を適切に使用できるよう、家庭とも連携しながら継続的な指導を行っています。	学校ICT課 教育指導課
12	今後の学校ICT環境整備について	タブレットの中にゲームアプリは必要ない。授業で使わないアプリは削除して欲しい。	学習用情報端末については、ダウンロードできるアプリを学校と協議の上で決定して制限しています。また、WEBブラウザで使用できるアプリは無数にあり全てを事前に	学校ICT課 教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
			<p>制限することには難しさがありますが、システムにより「ゲーム」に該当すると判断されたアプリはあらかじめアクセスできない設定としています。</p> <p>引き続き、児童・生徒が学習に集中して取り組むことができるよう学習用情報端末の環境を整えるとともに、各学校において年度当初等の機会を捉え適正な使用方法について指導していきます。</p>	
1 3	学校施設の計画的な更新について	<p>目黒本町一丁目に住んでいるが、指定中学校である大鳥中学校より、目黒南中学校の方が約3分の1の距離で大幅に近い状況である。</p> <p>子どもは新校舎完成後の目黒南中学校へ入学する見込みであるため、指定校変更制度の判断基準である調整区域一覧に、目黒本町一丁目も加えてご検討いただきたい。</p>	<p>区教育委員会では、住所地によって就学する学校を指定しています。また、指定校変更制度の中で、就学する学校の変更可能な調整区域を一部設定しているところです。</p> <p>目黒南中学校の新校舎建設予定地については、旧第九中学校の跡地となっています。旧第九中学校は目黒本町一丁目を調整区域としていなかったことから、目黒南中学校の新校舎完成に伴って新たに調整区域として設定する予定はございません。なお、目黒南中学校に入学を希望する場合には、隣接中学校希望入学制度による申込が可能です。</p>	学校運営課
1 4	学校施設の計画的な更新について	<p>建て替え工事が遅れ、6年間の多くを仮校舎で過ごす見込みとなり不安がある。仮校舎で学ぶ子どものため、外部講師やスポーツトレーナーによる放課後の運動プログラムを充実させてほしい。高学年は遅い時間では習い事と重なり参加できないため、放課後早い時間に継続して実施してほしい。</p>	<p>放課後の児童の居場所としては、小学校の校庭・体育館・特別教室等を活用し、自主遊び（ボール遊び、ボードゲーム、工作活動等）や自主学习（学習、読書等）を行うことができる、安全・安心な居場所を提供する「ランランひろば」を実施しています。</p> <p>ご提案いただいた、外部講師や子どものためのスポーツトレーナーによる放課後の運動プログラムの充実については、ランランひろばを所管する放課後子ども対策課と連携して検討していきます。</p>	学校施設計画課
1 5	学校施設の計画的な更新について	<p>菅刈小学校も計画的な更新をお願いしたい。</p>	<p>学校の建て替えについては、学校施設更新計画に基づいて順次行っています。</p> <p>菅刈小学校についても、本計画に沿って順次検討していきます。</p>	学校施設計画課
1 6	学校施設の計画的な更新について	<p>目黒西中学校の新校舎説明会に出席し、女子トイレ増設や性別を問わない個室設置など、ジェンダーへの丁寧な配慮が理解できた。設計を使いまわすのではなく、各校の設計時点での最新状況を反映した学校</p>	<p>新校舎の設計にご理解を賜りありがとうございます。</p> <p>学校施設の整備に当っては、学校ごとに敷地の条件や教育環境、利用実態に基づくニーズなどが異なるため、過去の設計を参考にするこ</p>	学校施設計画課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回答
		づくりをしてほしい。また、目黒西中学校と目黒南中学校の進捗を揃えることに固執せず、目黒西中学校の進捗は、その後の大岡山小学校の建て替えにも影響を及ぼすことを考慮した柔軟な対応を求めたい。	はあっても、踏襲することはできないと考えています。国のガイドラインや最新の社会的ニーズ等を踏まえて各学校にとって最良の施設となるよう建て替えを進めていきます。 また、目黒西中学校と目黒南中学校を含む学校施設更新の進捗につきましては、大岡山小学校をはじめ、その後の更新対象校の状況を踏まえながら、学校施設更新計画に沿って順次計画的に進めていきます。	
17	学校施設の計画的な更新について	鷹番小学校は複合化を前提にしたにもかかわらず、住区センター・ランランひろば・学童保育クラブの建設時期が未定なのが懸念である。このまま空き地が残るのなら、最初から住区センター部分のない自由度の高い小学校を計画できたと思う。2期工事は期間を空けず実施してほしい。	二期工事としている住区センター棟の整備については、関係部局と連携し、工事開始時期の見通しを早期にお示しできるよう調整を進めていきます。	学校施設計画課
18	学校施設の計画的な更新について	向原小学校、目黒南中学校、目黒西中学校の完成予想図を見ると壁面緑化が予定されている。メンテナンスの負担や炎天下での作業を避けられるよう、自動給水などでコストを抑えられる仕様を検討してほしい。	現在、建て替えを進めている学校施設のうち、向原小学校や目黒南中学校では壁面緑化を計画しており、維持管理に係る負担の軽減や炎天下での水やり等の作業を軽減する観点から、自動灌水装置を導入する予定としています。また、屋上緑化を計画している他の建て替え校につきましても、水やり作業の負担軽減、効率化等を目的に、自動灌水装置の導入や維持管理作業を考慮した位置への水栓を計画しています。	学校施設計画課
19	学校施設の計画的な更新について	学校施設の建設で、寄付者が個人名や家族名を冠せる制度を整えてほしい。建設時の寄付や遺贈を受け付ければ、地域に名を残せ、区の財政負担の軽減にもつながる。	貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。 学校施設を含む公共施設の名称に個人名を使用することについては、公共性や中立性の確保等の観点から、慎重な検討が求められます。他自治体の事例等も参考にしながら、検討していきます。	学校施設計画課
20	学校施設の計画的な更新について	学校設計に当たっては、中教審で議論される柔軟なカリキュラムを前提に検討してほしい。例えば、酷暑で使用できない屋外プールは現実的ではなく、プールの授業内容によっては、各校に設ける必要性はない。 また、今後の授業の在り方が、一斉授業から個別最適化・少人数化し、クラスの壁を超えた探究授業な	令和5年3月に策定した「目黒区立小中学校におけるプール施設整備の考え方」に基づき、小学校の施設更新時には、原則として学校内に新たなプールを設けず、民間施設等の学校外プールを活用する方針としています。今後も、地域の施設状況や児童・生徒の安全確保、移動距離などを総合的に考慮し、検討を進めていきます。	学校施設計画課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
		<p>どになるならば、35～40 人単位の教室設計から脱却した設計が必要ではないか。</p>	<p>また、国が示す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の方向性により、学習形態は今後、一斉授業だけでなく少人数指導や探究的学習など多様化していくことが想定されています。こうした変化を踏まえ、文部科学省の学校施設整備指針でも、用途変更や間仕切りの移動が容易な柔軟な学習空間の整備が求められています。区としても、多目的スペースや可動間仕切り、可動家具などを活用したフレキシブルな教室構成を計画していきます。</p>	
2 1	<p>特別支援教育の推進 目黒区特別支援教育推進計画(第五次)策定に基づく取組</p>	<p>通常学級・特別支援学級・特別支援学校では学習内容が異なり、知的障害があっても学びたい子は通常学級を選ぶことがあるが、学習参加には支援員が不可欠である。現状では学習参加支援が不足しており、通常学級で学ぶ際の合理的配慮として支援時間の大幅な拡充と、教員への合理的配慮の周知徹底をお願いしたい。</p>	<p>区立小・中学校の通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童・生徒に対し、安全確保や身近自立支援、コミュニケーション支援、授業参加支援等の観点から、配置の必要性や時間数等を判断し、保護者の承諾を得て、特別支援教育支援員を配置しています。今後も、小・中学校の通常の学級に在籍し特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、校長や保護者の御意見も伺いながら特別支援教育支援員を適切に配置いきます。</p> <p>合理的配慮の提供については、目黒区立学校・園の教員向け合理的配慮の提供事例集を全教員に配付し、全教員対象の研修を実施することで、各校・園での合理的配慮の提供を進めています。</p>	教育支援課
2 2	<p>特別支援教育の推進 目黒区特別支援教育推進計画(第五次)策定に基づく取組</p>	<p>どんな子でも希望すれば通常学級で学び、発達段階に応じた学習計画や、教室がづらい時に過ごせる教室外の居場所を用意してほしい。</p>	<p>目黒区においては、通常の学級、通級による指導及び特別支援教室、特別支援学級といった子どもたちの様々な教育的ニーズに対応できる連続性のある多様な学びの場の整備を行っています。各学校においては、これまでも児童・生徒の声を聞き、「居たい、行きたい、やってみよう」という本人の視点に立ち、児童・生徒と共に居場所づくりを進めています。子どもが教室にいることが難しくなった場合には、補助的教員等が寄り添い、本人の気持ちを丁寧に聞き取りながら、学校図書館や多目的室など校内のスペースを活用しています。</p>	教育支援課
2 3	特別支援教	目黒区の特別支援教育支援員よ	特別支援教育支援員への謝礼の	教育支援課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
	育の推進 目黒区特別 支援教育推 進計画(第五 次)策定に基 づく取組	り東京都のエデュケーションアシ スタントの時給が高い現状を改善 してほしい。支援員を有償ボランテ ィアではなく、会計年度任用職員と して雇用してほしい。	時間単価とエデュケーションアシ スタントの時給は同程度と認識し ています。特別支援教育支援員制度 については、児童・生徒の学びと生 活を継続して支える体制の維持を 最優先課題としながら、制度全体の あり方を多角的に検討し、児童・生 徒にとってより良い支援体制を構 築できるよう取り組みます。	
24	特別支援教 育の推進 目黒区特別 支援教育推 進計画(第五 次)策定に基 づく取組	合理的配慮を前提とした通常学 級への就学相談体制が不十分であ ると感じる。教育委員会の就学相談 を利用しても保護者が悩み続ける 例が多く、相談内容がニーズに応え きれていない。入学後のミスマッチ やトラブルを防ぐためにも、就学前 後に保護者へ伴走し、学校との調整 を担う人材の配置が必要である。	就学時期に近づく1年間は、心身 の成長・発達上、大きな変化が見ら れる場合もあることから、就学相談 担当者は保護者に対して児童の可 能性をより一層伸長する教育環境 や教育内容・方法について適切な情 報提供・助言をするよう努めていま す。各校・園では、校長が指名する 特別支援教育コーディネーターを 中心に、校内委員会を定期的に開催 し、個々の実態に即した合理的配慮 の検討・提供を行っています。今後 も就学前後にわたり学校と連携し、 就学相談を実施していきます。	教育支援課
25	不登校児童・ 生徒への取 組	全小学校に校内別室を設置して ほしい。 ＜計2件＞	将来的な小学校全校での校内別 室整備の可能性を探るため、各校の 空き教室の状況や支援員配置に当 たつての懸念等を調査したところ、 校内別室を設置するための教室の 確保等については一定のハードル はあるものの、今後の状況によつて は可能性があることが分かりまし た。開設のための条件が整った小学 校から順次開設できるよう、具体的 な検討を進めていきます。	教育支援課
26	不登校児童・ 生徒への取 組	知的障害に限らず、多様な配慮を 要する児童・生徒が増える中、通常 学級には担任以外に支援員などの 配置が必要である。個別に声をかけ、 見守る存在があるだけでも、不 登校の抑制にも繋がると考える。	本区においては、通常の学級に在 籍し、学習面及び生活面で特別な支 援を要する児童・生徒を対象とし て、安全確保や身辺自立支援、さら にはコミュニケーション支援、授業 参加支援、その他必要があると認め る支援といった5つの観点から、配 置の必要性や時間数等を判断し、保 護者の承諾を得た上で特別支援教 育支援員の配置を行っています。	教育支援課
27	不登校児童・ 生徒への取 組	不登校増加の一因として、学校や 教室が子どもにとって窮屈で居づ らい場になっている可能性がある。 学校外の居場所づくりも重要だが、 安心して楽しく通える学校や教室 にする取り組みも必要がある。	各学校では、教室に入れなくなつ た児童・生徒や不登校の児童・生徒 のため、一時的に保健室や相談室な どを活用して、落ち着いて過ごせる 環境を提供し、相談や学習支援、見 守りを行っています。	教育支援課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
			児童・生徒一人ひとりの興味・関心が多様であることを前提に、校内の様々な場所を活用しながら、学習意欲を高める教育活動を推進していくよう各校に指導・助言していきます。	
28	不登校児童・生徒への取組	校内別室の設置は素晴らしいが、不登校児童・生徒に限定されているように感じる。不登校予備軍の児童・生徒が教室にいられない時に避難できる居場所として機能させることが重要である。保護者の事前申請を不要とし、辛い時に誰でも柔軟に利用できる仕組みが望ましい。	校内別室は、教室に入れなくなった児童・生徒や登校しぶりの児童・生徒が、落ち着いて過ごせる環境で相談や学習の支援を行う場所として、各校のルールのもとで運営しています。 各学校では、不登校等の児童・生徒のため、一時的に保健室や相談室などを活用して、落ち着いて過ごせる環境を提供し、相談や学習支援、見守りを行っています。	教育支援課
29	不登校児童・生徒への取組	不登校を保護者や子どもの問題とし、学校が対応しない例もあると聞く。不登校児童・生徒を疎外する場とならないよう、オンライン授業や教室と同時進行のプリント配布など、きめ細かな支援を行う体制を整えるべきである。	不登校は問題行動ではなく、どの児童・生徒にも起こり得るという認識のもと不登校対応に当たっています。オンラインでの授業については、お子さんの状況やご家庭の事情、教科の特性を踏まえ、児童・生徒、保護者の希望に応じた対応を進めていくよう学校に対して、今後も指導・助言をしていきます。	教育支援課
30	不登校児童・生徒への取組	エミールには給食がないので、お弁当を注文できるようにしてほしい。	めぐろエミールに通室する児童・生徒の昼食については、保護者負担での弁当業者の斡旋などの方式を参考に、継続的かつ安定的な仕組みについて調査・研究していきます。	教育支援課
31	不登校児童・生徒への取組	不登校児童・生徒への支援について、目黒区として明確なガイドラインを策定し、それに基づき支援及び校内別室の運用を統一すべきである。現状では、校内別室の目的や位置づけが学校ごとに曖昧で、対象や活動内容も不明確である。	区のこれまでの不登校児童・生徒への支援を改めて見直し、不登校児童・生徒への支援の方向性を明確にし、より実効性の高い対策を講じていくため、令和8年3月に目黒区不登校対応指針を策定しました。 今後、同指針に基づき、より具体的な対応マニュアルを学校とともに検討していきます。	教育支援課
32	不登校児童・生徒への取組	小学校では、多動傾向で教室にいられず飛び出してしまう児童への支援が不十分である。支援員の配置も難しく、保護者が見守りを求められ就労継続が困難になる。多動傾向の児童は環境調整で落ち着くことが多く、合理的配慮を工夫できる仕組みづくりが必要である。教員の負担も大きいため、支援が必要な児童には外部専門家の活用を検討すべ	区立小・中学校の通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童・生徒に対し、安全確保や身辺自立支援、コミュニケーション支援、授業参加支援等の観点から、配置の必要性や時間数等を判断し、保護者の承諾を得た上で、特別支援教育支援員を配置しています。今後も小・中学校の通常の学級に在籍し特別	教育支援課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
		きである。	<p>な支援を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、校長や保護者の御意見も伺いながら特別支援教育支援員を適切に配置していきます。</p> <p>合理的配慮の提供については、目黒区立学校・園の教員向け合理的配慮の提供事例集を全教員に配付するとともに、全教員対象の研修を実施し、各校・園での合理的配慮の提供を進めています。また、外部専門家の活用に関しましては、校内研修等を通して有識者からの指導・助言をいただいています。</p>	
33	不登校児童・生徒への取組	不登校児童・生徒への取り組みはバリエーションもあって良いが、西部・南部地区の子どもたちには利用しにくい状況にある。古い校舎でスペース確保が難しい面があっても、工夫により今いる子どもが支援を受けられる環境を整えてほしい。	<p>めぐろエミールの通室が難しい児童・生徒が、より安心して利用しやすくなるよう、令和6年5月から東根住区センター児童館内でめぐろエミール指導員が不登校児童・生徒の学習支援を開始しました。令和8年1月から、南部地区でもめぐろエミール月光分室を開設しました。</p> <p>また、各学校では教室に入れなくなった児童・生徒や不登校の児童・生徒のため、一時的に保健室や相談室などを活用して、落ち着いて過ごせる環境を提供し、相談や学習支援、見守りを行っています。さらに、中学校全校及び一部の小学校では校内別室を設置しています。</p> <p>今後も、一人ひとりの教育的ニーズに寄り沿って対応できるよう、環境整備に努めていきます。</p>	教育支援課
34	警備体制の強化	他区で導入されている、登下校時に門を通ると通知が届くアプリのような仕組みを導入してほしい。	<p>子どもが校門を通る際、センサーにより保護者にお知らせするシステムについては、現在、区立小学校5校で導入しており、導入に当たっては学校ごとにPTAと連携しながら検討を行うこととなります。</p> <p>引き続き、様々な取組を通じて、子どもの安全を確保していくよう努めていきます。</p>	教育政策課
35	警備体制の強化	通学路の標識と街灯が一体化した照明を、学童から帰る児童の目線も踏まえて範囲を広げ設置してほしい。	通学路の標識や街灯の設置に関するご意見は、区の道路管理者にお伝えいたします。	教育政策課
36	警備体制の強化	朝の馬出しは共働きの保護者にとって大きな負担となっており、区	登校時のバリケードの設置については、児童の安全確保のため、日	教育政策課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
		として何らかの対策を講じてほしい。	ごろからご協力いただいている保護者の皆様に、大変ご負担をおかけしていることは教育委員会としても認識していますが、教育委員会としても全てのバリエードの設置箇所には常時人員を確保して対応することは困難な状況にあります。今後、学校や区の道路管理者と連携しながら可能な支援策について検討を行っていきます。	
37	区立幼稚園・こども園	幼稚園教育を大切だと思っている。新生児の保護者向け教室等で、保育園のみの入園方法を案内するのではなく、幼稚園という選択肢もあることを伝えてほしい。	出産準備教室などの新生児の保護者向け教室等では、保育園・幼稚園等を含めた区の子育て情報がご覧になれるアプリ「めぐろ子育てホッ！とナビ」をご案内しています。また、子育てに関する情報を集約した「めぐろ子育てホッ！とブック」を配布するなど周知に努めているところです。様々な機会等も活用しながら、幼稚園や幼稚園教育の周知に努めていきます。	学校運営課
38	図書館サービスの充実	子どもが必ずしも徒歩で図書館に行けるとは限らないため、図書館の本を学校図書室で読める専用コーナーを設けてほしい。	目黒区立図書館では、区立小学校の児童が学校で図書館の本を読めるように、クラス単位で50冊を約9か月間貸し出し、学年で貸出本の交換をするなど工夫しています。その他、区立小・中学校を対象に学校が希望する学習に関連した本の貸出を行っています。	教育指導課 八雲中央図書館
39	図書館サービスの充実	学校図書室を普段から利用しやすくし、子どもたちの居場所としても機能するよう、開室時間を拡充してほしい。	学校図書館については、学校の授業中や休み時間には原則として学校図書館を開放し、学校の事情により常時開放が難しい場合におきましても、児童・生徒が利用したいときに利用できるよう工夫していきます。	教育指導課
40	その他	子どもへの接し方やいじめ対応に差があり、子どもたちが「担任ガチャ」と話す状況がある。思い込みで話すことや必要な場面で支援に入らない教員もいる。いじめにつながる行為や人との関わり方を日常的に指導できる教員が増えてほしい。	学校では、学級経営上の課題を担任が抱えることなく、学年・学校として組織的に対応しています。特にいじめへの対応については、学校いじめ対策委員会を設置し、いじめの実態や兆候を日常的に共有できる体制づくりを進めることが重要であると考えています。引き続き、研修によって教員の資質・能力の向上に努めていきます。	教育指導課
41	その他	日頃の様子から教員が心身ともに大きく疲弊していることがうかがえる。教員自身が相談先や十分な	目黒区では「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」を令和5年2月に改定し、教職員が	教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回答
		支援を得られず、学校・行政・保護者の狭間で重い責任を抱えている状況である。教育の質を守るためにも、教員の精神的安定を最優先とし、現場の声を丁寧に把握した上で改善を進めてほしい。	心身の健康、誇りとやりがいをもって勤務し、子どもと向き合う時間をつくることのできるよう業務改善の推進を行っています。また、メンタルヘルス相談体制の整備をする等の専門家による支援も行っているところです。引き続き、教員がその専門性を十分に発揮し、誇りとやりがいをもって教育に力を注ぐことができるよう、改善を図っていきます。	
4 2	その他	学校内の連絡体制と情報共有が不十分なために、激しい雷雨にも関わらず教職員が交差点で登下校の見守りを続け、教職員の安全が脅かされる事例があった。教職員がしっかりと情報共有できるような体制にしてほしい。	緊急時における教職員の安全確保は重要であると認識しています。今後は、緊急時の情報が教職員へ確実に伝わるよう、情報共有の徹底に努めていきます。	教育政策課 教育指導課
4 3	その他	通知表の表現について再考を求めたい。文科省の評価基準にある「努力を要する」という表現は、不登校など学校に来るだけで大きな努力をしている児童・生徒には不適切である。基準に達していないなど、実態をより正確に示す表現への見直しを検討してほしい。	通知表の評価表現については、国の学習指導要領の学習評価についての記載である「十分満足できる」「おおむね満足できる」「努力を要する」に基づいて作成しています。不登校を含む多様な状況にある子どもたちの努力に対しては、記述欄等でその頑張りや成長を丁寧に伝えられるよう工夫していくことが重要であると捉えています。	教育指導課
4 4	その他	目黒区が収入を増やす方策として、多摩川河川敷の区所有グラウンドの無料駐車場を有料化することを検討してほしい。適切な料金を徴収し、教育施策の財源として活用すべきである。	砧野球場・サッカー場の駐車場は、立地上ほとんどの利用者が車で来場しており、有料化すれば利用率の低下が予測されます。 また、国土交通省からの借用地で設備導入に制約があり、費用対効果も見込めないことから、有料化は困難であると判断しています。	教育政策課
4 5	その他	めぐろエミールでは自転車通学が認められているが、他の区立中学校では許可されていない。徒歩20分以上の場合など、保護者同意を条件とした自転車通学の試験的導入を検討してほしい。	目黒区内は、交通量の多い道路や、歩道と車道の区別が不明確な区間も存在しており、自転車利用時の安全確保に課題があります。この状況は他区も同様であり、生徒の安全確保の観点から、自転車通学を認めている区はありません。 一部の学校では、統合や校舎建て替えにより通学距離が遠くなったことから、例外的に自転車通学を認めているケースもあります。しかしその場合でも、警察から危険箇所の情報提供を受け、複数機関による安全点検などを重ねた上で通学路や推奨ルートを定めるなど、安全確保	教育政策課 教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
			<p>に相当な時間と手続きを要しています。試験的導入の場合でも同様の対応が必要であると認識しています。</p> <p>めぐろエミールにおいても、学校と同様に徒歩もしくは公共交通機関での通級を原則としていますが、児童・生徒の個別の事情に配慮して自転車通学の必要性を認めた場合に、交通安全についての指導を十分に行った上で特例的に認めています。</p> <p>また、多くの区立中学校では校地の制約により、十分な駐輪スペースを確保することが困難です。試験的導入であっても、一定数の自転車を安全に管理できる駐輪場所の整備が不可欠であり、現状では対応が難しい状況です。</p> <p>以上の理由から、現段階では自転車通学の導入を進めることは困難であると判断しています。しかしながら、生徒が安全かつ安心して通学できる環境整備については、今後も継続して取り組んでいきます。</p>	
4 6	その他	学校評価アンケートの地域住民向けフォームは数値のみで理由を記入できない仕様になっていた。良い点の継続や改善点の提案ができないため、コメントも記入できるようにしてほしい。	学校評価アンケートの自由記述欄の設定については各学校判断で決めています。学校評価アンケートが確実に次年度の教育課程及び教育活動の改善につながるよう、評価方法等の見直しを検討していきます。	教育指導課
4 7	その他	災害時に学校が避難所となる際、管理職や参集指定職員が遠方で対応できない可能性がある。避難所運営協議会が迅速に開設できるよう、鍵の管理などについて区全体で検討し、緊急時に備える体制が必要である。	避難所運営協議会や避難所の鍵に関するご要望は、担当の区防災課へお伝えします。	教育政策課
4 8	その他	教育施策について意見しても、学校へ相談するように求める回答が散見される。学校が対応できない、あるいは対応しない場合には、教育委員会が迅速に対応してほしい。	学校で対応が難しい場合や適切な対応が行われていない場合には、教育委員会が速やかに状況を確認し、必要な支援や調整を行います。今後も、保護者の方が安心して相談できる体制の整備に努めていきます。	教育政策課
4 9	その他	教員の前で対応を使い分ける子が高く評価され、代表に選ばれることがあると聞く。子どもの立ち回りが教員より上手なのか。	代表児童の選出や日頃の児童・生徒理解に当たっては、教員が多面的に子どもの姿を見取ることが重要であると考えています。また、複数の教職員が連携し、多角的に子ども	教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
			たちの姿を共有することが大切であると捉えています。	
50	その他	ギフテッドの児童への対応が不十分である。担任は熱心であるものの理解が乏しく、保護者やスクールカウンセラーの説明が伝わらない状況が続いている。担任が業務過多で対応が難しいとしても、管理職がWISC 受検や通院を把握しているのであれば、区や管理職が積極的に介入し、適切な支援体制を整えるべきである。	各教職員が特定分野に特異な才能のある児童・生徒の中には、特異な才能と学習困難を併せ有する場合があることなど、基本的知識を身につけ、当該児童・生徒の状況を把握できるようにすることが重要であると認識しています。 教育委員会では、文部科学省の資料を各学校へ周知し、特定分野に特異な才能のある児童・生徒の実情を把握することができるよう支援しています。また、学校での適切な理解が児童・生徒や保護者支援の基盤となるため、本年度から全教職員対象のeラーニング研修で、特定分野に特異な才能を有する児童・生徒の特性や支援のポイント等の内容を充実させました。引き続き、教職員への理解啓発に努めていきます。	教育支援課
51	その他	目黒区の生徒は全国学力調査で高い成果を示しているにもかかわらず、評定割合では他区より厳しく、評定1・2の割合が高い状況である。これでは都立入試や将来の進路で不利となる。他区と同程度の評価水準となるよう改善してほしい。	各中学校では、学習指導要領及び学習評価の在り方に関する通知に基づき、個々の生徒の学習の到達状況をもとに、「知識・技能」「思考・判断・表現」「学びに向かう力」をバランスよく適正に評価していると認識しています。 引き続き、各中学校に対して、学習評価が妥当性・信頼性をもって実施されているかを継続的に確認し、必要に応じて指導・助言を行っていきます。	教育指導課

寄せられた意見等60件（うち、説明会場での意見と同意見7件）

*複数の意見等が記載されていた場合は、項目ごとに分けて掲載しています。